

文發第3626号  
2018年1月24日

都道府県連盟代表 各位

公益社団法人日本武術太極拳連盟  
ジュニア普及委員会

### 2018年度・長拳技能検定（3～6級）実施要綱および関係書類送付の件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本連盟の本年度の長拳普及事業として、

- 2018年4月1日～2019年3月31日に、技能検定3～6級を実施します。
  - 後期（10月1日～2019年3月31日）に、技能検定1～2級および公認普及指導員認定を実施いたします。長拳1～2級技能検定は、本年度も、東日本・西日本の2会場以外でも行う予定です。（場所、日程未定）
  - 公認B・C級指導員認定は、本年は西日本会場で実施いたします。（8～9月頃を予定）
- 本状とともに、技能検定3～6級に関し、下記の書類を同封してご案内いたします。ご精読のうえ加盟団体宛に書類を必要部数複写したうえで、ご転送、ご連絡下さるようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

##### 1. 同封書類：

下記の書類を同封します。

- 1) 「2018年度長拳技能検定（3～6級） 実施要綱」（2部）
- 2) 「実施申請書 兼 技能検定審査員配置報告書」《長検 書式1》（1部）
- 3) 「「6級」申請・登録報告用紙」《長検 書式2》（2部）
- 4) 「「5級」申請・登録報告用紙」《長検 書式3》（2部）
- 5) 「「4級」申請・登録報告用紙」《長検 書式4》（2部）
- 6) 「「3級」申請・登録報告用紙」《長検 書式5》（2部）
- 7) 「受験申請者・登録者一覧」《長検 書式6》（1部）
- 8) 「技能検定実施報告・検定登録一括申請書」《長検 書式7》（1部）
- 9) 「長拳技能検定 6級判定用紙」（1部）
- 10) 「長拳技能検定 5級判定用紙」（1部）
- 11) 「長拳技能検定 4級判定用紙」（1部）
- 12) 「長拳技能検定 3級判定用紙」（1部）
- 13) 「公認指導員用指示書」（1部）
- 14) 「実施団体 検定作業手順」（1部）

##### 2. 実施期間・実施範囲・受験資格・受験方法・受験料・登録料・審査員資格：

###### — 実施期間・実施範囲；

本年度の実施は、4月1日から2019年3月31日の期間で、6級、5級、4級、3級の4級位に限定して実施します。

###### — 受験資格・受験方法；

5級～3級の各級は、飛び級で受験することが可能です。飛び級で、5級・4級・3級をそれぞれ受験する場合は、下位級の試験内容も同時に受験しなければなりません。この場合、上位級が合格判定であっても、その下の級が不合格判定であれば、さらにその下の級の合格級をもって合格級位とします。

例；4級を受験し、4級が合格判定であっても5級試験科目が不合格判定の場合で、6級試験科目が合格判定であれば判定級位は6級となる。

5級を受験申請し、5級は合格判定、6級の試験科目が不合格判定であれば、級位は与えない。

#### － 受験料；

6～4級=いずれを受験しても、24歳以下は1人1,500円、25歳以上は1人3,000円（年齢基準は、試験当日）。飛び級受験の場合も同額、同時に受験する下位級の受験料は不要。  
3級=24歳以下は1人2,000円、25歳以上は1人4,000円。  
飛び級で3級を受験する場合も同額、同時に受験する下位級の受験料は不要。

#### － 登録料；

6～4級=1,500円 3級=2,000円

#### － 審査員；

実施都道府県が審査員を配置・委嘱する際には受験級位にもとづき下記の人員をご手配下さい。  
6級～4級=C級以上1名、普及以上2名 3級=B級以上1名、C級以上2名  
各審査員グループは計3名で実施して下さい。

### 3. 手 続 :

#### 1) 実施組織：

単独または合同の都道府県連盟が実施する。都道府県連盟以外の加盟団体が直接実施することはできない。都道府県が合同またはブロックで実施する場合、担当窓口を1都道府県に定め、その都道府県連盟が日本連盟にたいする事務手続を行う。

#### 2) 実施組織の作業手順；

① 実施都道府県連盟は、検定実施予定日の遅くとも1～2ヶ月前までに、「実施申請書 兼 技能検定審査員配置報告書（書式1）」を日本連盟に送付する。1審査グループ3人の審査員のうち、自前で配置を推薦できる審査員氏名を該当欄に記入し、日本連盟に配置を依頼したい審査員欄は空欄にしておく。

② 日本連盟は上記に基づいて審査員を確定し、都道府県連盟に通知する。都道府県連盟は、審査員と連絡をとり、事前に実施についての打合せを行なう。

③ 実施都道府県連盟は、検定実施前に、受験者から「申請・登録報告用紙（書式2～5）」による申請を受理し、受験料を徴収しておく。

④ 申請者は申請・登録報告用紙（書式2～5）の該当欄に所定事項をすべて記入すること。  
本人が中学生以下（中学生を含む）であれば、保護者氏名、住所を記入し、保護者印を捺印すること。この場合、保護者印と本人印は同一でかまわない。

現在4～6級を有している場合は、該当欄に必ず取得している級位とその証書番号（証書に印字されている9桁の番号）を明記すること。

⑤ 検定実施後、ただちに合否判定を受験者に通告し、合格・登録者から登録料を徴収する。

⑥ 実施都道府県連盟は、検定実施後1ヶ月以内に、日本連盟に、

－ 「受験申請者・登録者一覧（書式6）」と、登録者分のみの「申請・登録報告用紙（書式2～5）」（登録辞退者のものは不要）、「技能検定実施報告・検定登録一括申請書（書式7）」の3種類の書類の原本を送付し、コピーを保管しておく。

－ 登録料は、6～4級までは、1人600円×登録人数分を、3級登録者は1人800円×登録人数分の合計金額を下記の指定銀行口座に、振り込んで納付する。

登録料の都道府県割り当て3割、加盟団体割り当て3割（各々、6～4級までは、1人450円、3級は1人600円×登録者人数）はそれぞれ、都道府県連盟と申請者の所属する加盟団体の財収とする。

指定銀行口座： みずほ銀行四谷支店 普通預金1757800

口座名義： 公益社団法人日本武術太極拳連盟 検定部

### 4. 収支決算：

本年度の6級～3級の長拳技能検定の実施費用は、原則として、同封の「実施団体 検定作業手順」に記載されている技能検定試算に基づいてまかなっていただき、収支の過不足、特に不足額が計上された場合も、基本的に実施組織でまかなっていただきます。したがって、日本連盟にたいして収支決算報告を行うことは義務づけません。しかしながら、今後の進展と実施態様を発展させるための資料として、また、社会的責任を有するアマチュアスポーツ団体として、公正な収支決算を行い、その記録を必ず保管しておいていただくよう、お願ひいたします。

特に、「公益法人改正法」の施行に伴い、近い将来、技能検定の公益性を保証するために、会計監査が行われる可能性があることに留意してください。

### 5. 証書と象徴物：

日本連盟は、実施報告受領後1ヶ月以内を目安に、実施団体に登録者の証書（6～3級）と3級位のみに象徴物としての「ピンバッジ」を送付します。

以 上